

岩手県監査委員告示第20号

包括外部監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第9号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月4日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 嵯峨 耆朗  
岩手県監査委員 吉田 政司  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成23年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

公有財産に係る財務事務の執行及び管理の状況について

3 監査委員告示

平成24年3月9日付け岩手県監査委員告示第9号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査に基づく監査の結果に関する措置状況の報告について 平成29年3月2日

5 指摘事項及び措置内容

(1) 指摘事項

所管課記録との不整合（公園）

平成22年度末現在、都市計画課が管理する公園・緑地に係る土地台帳に以下の差異が生じている。

(単位：㎡)

区分	公有財産台帳	所管課台帳	差異
御所湖広域公園	445,820.15	445,676.49	143.66
花巻広域公園	908,318.46	909,684.72	△1,366.26
内丸緑地	2,618.61	2,618.61	—
合計	1,356,757.22	1,357,979.82	△1,222.60
処理誤り	859.46	△363.14	1,222.60
修正後	1,357,616.68	1,357,616.68	—

上記差異の原因は公有財産台帳に859.46㎡、所管課台帳に△363.14㎡の処理誤り（二重登録、登録漏れ及び入力ミス）によるものである。

(2) 措置内容

所管課記録との不整合（公園）

公有財産台帳及び所管課台帳について、再精査により差異が発見された財産を含め、それぞれの台帳を次のとおり修正した。

今後においては、所管課台帳に公有財産台帳を添付することにより、随時の確認を行うとともに、財産に異動があった場合は、速やかに登録処理を行い、適正な財産管理に努めることとした。

(別表) 措置後の状況（平成29年2月28日現在）

(単位：㎡)

区分	公有財産台帳	所管課台帳	差異	摘要（修正内容）
御所湖広域公園	445,313.35	445,313.35	0	二重登録財産、財産登録漏れ及び地籍の

				登録誤りの調整
花巻広域公園	904,161.25	904,161.25	0	財産登録漏れ、地籍の登録誤りの調整及び消滅地番財産の整理
内丸緑地	2,618.61	2,618.61	0	
合計	1,352,093.21	1,352,093.21	0	